

令和7年度

事業計画

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

公益社団法人全国老人保健施設協会

令和 7 年度事業計画

(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)

〔総則〕

全国の介護老人保健施設（以下、老健施設）の一致協力によって、高齢者等が自立して生活できるよう、地域社会の健全な発展を図るとともに、保健医療サービス及び福祉サービスの質の向上に資する調査研究を行い、もって高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進に寄与することを目的に、各種事業を実施する。

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）を目途として、地域包括ケアシステムの構築が推進されてきた。さらに先の 2040 年を見据え人口減少の状況は地域により異なるものの、サービス提供体制等のあり方について議論が進められる。これらの老健施設を取り巻く環境の変化に対応していきけるよう各種事業を実施していく。

また、令和 6 年度介護報酬改定による経営への影響を検証し、次回の介護報酬改定に向けた議論に資するための調査等を実施するとともに、老健施設の経営に甚大な影響を与えている物価高騰・賃上げ対策について、他団体とも連携のうえ、必要な各種要望を行う。

さらに、老健施設のサービスの質の向上のために、医療介護連携・介護 DX の対応にも考慮した情報提供や各種研修事業の充実を図るとともに、本協会の研究事業の成果の普及に努める。

喫緊の課題である人材確保・育成と離職対策の取り組みを進めていくとともに、老健施設の取り組みや実績を ICT 等を活用して内外に広く発信していく。

近年、相次ぐ大規模自然災害について、全老健災害相互支援プロジェクト DMSP（Disaster Mutual Support Project for ROKEN）の整備や周知を進め、災害への備えを強化する。

会員管理基幹システムを運用することにより、会員施設、各支部の事務手続きの効率化等を進める。

以上を達成するため、次に掲げる諸事業を多角的に実施していく。

1 会議

(1) 社員総会

- ① 定時社員総会は、定款第 16 条第 1 項の規定に基づき、年 1 回開催する。開催の時期は、6 月とする。
- ② 臨時社員総会は、定款第 16 条第 2 項の規定に基づき、必要に応じて開催する。

(2) 理事会

- ① 定例理事会は、定款第 38 条第 2 項の規定に基づき、年 2 回以上開催する。開催の時期及び回数は、6 月に 1 回、2 月に 1 回とする。
- ② 臨時理事会は、定款第 38 条第 3 項の規定に基づき、必要に応じて開催する。

(3) 支部長会

支部長会は、必要に応じ開催し、各支部で集約された要望や意見等について意見交換を行うほか、介護保険制度等の国及び自治体の動向についての情報交換を行う。

(4) 正副会長会

正副会長会は、定例的に開催し、緊急に対処すべき課題及び事業計画の執行についての検討を行う。

(5) 常務理事会

常務理事会は、定例的に開催し、各委員会活動等の内容を協議し、事業計画の執行等について検討を行う。

(6) 支部事務担当者会

支部活動や各支部の要望・意見等の意見交換を行い、協会本部と支部事務局との連絡を密にし、事業の運営に生かすことを目的として開催する。

(7) 常設委員会及び特別委員会

各委員会は、必要に応じ開催し、事業実施上の諸問題、懸案事項等について検討する。

2 第 36 回全国介護老人保健施設大会 山口

- (1) 開催地 山口県下関市
- (2) 実施時期 令和 7 年 11 月 27 日(木)～11 月 28 日(金)
- (3) 運営 公益社団法人全国老人保健施設協会山口県支部
- (4) 大会会長 穎原 健 (山口県支部長)
- (5) 対象者 第 35 回大会参加対象者の範囲に準ずる。

- (6) 大会テーマ 昭和百年、老健 続く。想いを継ぎ 技を磨き 人を繋ぐ
- (7) 会場 下関市民会館 他
- (8) 発表演題数 620 演題(予定)
- (9) 参加予定人員 2,500 名(予定)
- (10) 後援予定 厚生労働省、山口県、下関市、公益社団法人日本医師会、
社会福祉法人全国社会福祉協議会 等

3 教育事業

老健施設におけるサービスの質の維持・向上を図り利用者及びその家族に良質なサービスを提供することを目的として、理念教育・専門性の向上・職員のスキルアップ、そして施設の安定経営等に資する情報提供を含めた各種研修事業等を実施する。

開催方法については、引き続き Web 方式により開催するが、集合研修等の実施についても検討する。

(1) 職員基礎研修事業

老健施設の理念を中心に、職員として必須の基礎的知識の修得を目的とし、実務経験 2 年未満の老健施設職員等を対象とした各職種合同の研修会を実施する。

(2) 実地研修事業

老健施設における専門実技の修得を目的としたコースを設定し、本協会が指定した施設の現場において、原則老健勤務 2 年以上の職員を対象に実施する。

(3) 管理者(職)研修事業(独立行政法人福祉医療機構の後援予定)

独立行政法人福祉医療機構の後援を得て、地域を支える老健施設となるために、老健施設の基本理念、管理者としての基礎知識、行政の動向等について、老健施設の管理者等を対象とした研修会を実施する。

(4) 中堅職員研修事業

老健施設における中堅クラスの職員としてのスキルアップを目的に、実務経験 5 年程度の老健施設職員等を対象とした研修会を実施する。

(5) リハビリテーション研修事業

在宅復帰・在宅支援施設である老健施設のリハビリテーションについて、最新情報や実務者として必要な知識を修得することを目的とした研修会を実施する。

(6) 管理医師総合診療研修事業

老健施設の管理医師として必要な医学管理の知識等を修得するととも

に、「所定疾患施設療養費 II」と「かかりつけ医連携薬剤調整加算」の算定要件の基準を満たす研修として、前年度に引き続き一般社団法人日本老年医学会と共催（協力：国立研究開発法人国立長寿医療研究センター）で「老人保健施設管理医師総合診療研修会」を、医師を対象として実施する。

(7) 認知症ケア研修事業

「認知症短期集中リハビリテーション実施加算」の算定要件並びに「認知症患者リハビリテーション料」の施設基準となる「認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修」を、医師を対象として実施する。

(8) 看護職員研修事業

老健施設のチームケアの中で看護職員が果たすべき役割等についての理解を深めること等を目的とした、看護職員対象の研修会を実施する。

(9) 看取り研修事業

利用者が最期までその人らしく過ごせるように、老健施設における適切な看取り・ターミナルケアを学ぶことを目的とした研修会を実施する。

(10) 老健施設経営セミナー事業(独立行政法人福祉医療機構との共催予定)

老健施設の基本理念の周知徹底及び本協会活動の周知を目的として、独立行政法人福祉医療機構が実施する「介護老人保健施設経営セミナー」を共催する。

(11) 新規加入施設研修事業

老健施設を運営していくうえで必要となる基礎的な知識の修得を目的とし、近年新規加入された会員施設の職員を対象に研修会を実施する。

4 制度対策事業

介護保険制度や介護報酬改定に関する最新情報をホームページで随時発信する等、老健施設の運営に資する諸々の情報提供を行う。

また、令和9年度介護報酬改定に向けた実態調査等の実施により課題を把握し、対策を検討するとともに新たな提言を行なうことについて検討する。

5 認定資格制度事業

(1) 認知症ケア研修事業

「3 教育事業 (7) 認知症ケア研修事業」を実施する。

(2) リスクマネジャー資格認定事業

① リスクマネジャー養成講座を実施する。

- ② リスクマネジャー受験支援のため、インターネット環境を利用した模擬試験を実施する。
- ③ リスクマネジャー資格認定のための試験を実施する。
- ④ リスクマネジャー資格更新のための試験等を実施する。
- ⑤ リスクマネジャー資格認定制度ホームページを改訂する。
- ⑥ 上記①③④の実施要件等については、必要に応じて検討を行う。

(3) 管理医師総合診療研修事業

「3 教育事業 (6) 管理医師総合診療研修事業」を実施する。

この他、老健施設のサービスの質の向上を図るための各種認定資格制度の創設や事業を円滑に運用するため、企画・検討等を行う。

6 調査研究事業

(1) 介護保険制度と老健施設のあり方、老健施設の運営に資する調査研究事業
老健施設が地域の社会資源として役割を果たし、その機能を発揮できるよう、調査研究を通じてデータを収集し、現状分析を行うとともに、未来に向けた各種提案についての検討を行う。

(2) その他

必要に応じて、老健施設の運営に伴う諸課題に関する調査等を実施する。

7 広報出版事業

(1) 機関誌『老健』出版事業

より読まれる機関誌を目指して年 12 回定期刊行し、会員施設及び行政・関係団体に送付する他、購読希望者に頒布する。

(2) ICT を利用した広報活動

広く国民に向けて老健施設や介護に関する情報、介護報酬改定に関する情報を届けるために、スマートフォンやタブレット利用者向けの情報発信を強化する。その他、ホームページ(動画配信を含む)やメールマガジン、LINE 公式アカウント、Facebook 等を利用し、会員施設運営に資する本協会の活動報告や行政の動向等の各種最新情報を迅速に提供する。

(3) 『介護白書』出版事業

『介護白書』を年 1 回発行し、会員施設及び関係団体(マスコミ関係及びリハビリ専門学校等)に送付する。また、電子書籍も発刊する。

(4) その他

施設運営に関連する情報提供を目的とした、施設関係者向けリーフレットの作成・改訂等を必要に応じて行う。引き続き「全老健 FAX ニュ

ース」を発行、並行してメールマガジン等にて迅速な情報提供、また ROKEN くんを活用した広報活動を行う。

8 ICT 関連事業

上記「7 広報出版事業 (2) ICT を利用した広報活動」を実施する他、老健施設の人材確保に資するため、引き続き求人サイトの使用を会員施設に無料提供する。また、会員管理基幹システムを運用することにより、会員施設、各支部の事務手続きの効率化等を進める。

9 老健施設人材確保・育成対策事業

老健施設における多様な介護人材の確保・育成対策の一環として、元気高齢者の活用を呼びかけると共に、働き方改革、外国介護人材を含む多様な介護従事者等の確保に関する情報提供を行う。また、課題や支援策等についての検討を行い、必要に応じて調査を実施する。介護のしごとに関して、引き続きポジティブなイメージを発信していく。さらに、施設職員のためのメンタルヘルス相談窓口を設置する。

この他、国等が実施する介護人材等の育成・確保に関する事業に引き続き協力する。

10 安全推進事業

年 2 回春と秋に安全推進月間を設定し、老健施設における安全対策について啓発・普及を図るとともに、老健施設職員等を対象とした安全推進セミナーを開催する。

11 災害対策事業

「全老健災害相互支援プロジェクト DMSP(Disaster Mutual Support Project for ROKEN)」のあり方や周知について検討するとともに、災害発生時に被災施設に対し迅速に災害支援スタッフ等を派遣できるようなシステム作りについて検討する。

12 高齢者ケア懇話会

老健施設が国民に正しく理解され、また地域の社会資源として適切に利用されるため、広く学識経験者・マスコミ関係者等の参集を求め、老健施設及び本協会の活動について意見を頂戴し、これを本協会の活動に生かすことを目的として、関係団体・記者及び有識者等との懇話会を開催する。

13 会員支援事業

施設で発生するリスクに対応するために、本協会が契約者となる団体保険制度である、「介護老人保健施設総合補償制度」、「居宅介護事業者補償制度」、「情報漏えい損害補償制度」、「ハラスメント賠償責任保険制度」等を会員施設に勧奨する。

14 老健施設未来ビジョンワークショップ

次世代の老健施設を管理する者を対象として、地域包括ケアシステムの発展に寄与するために今後の老健施設で求められる機能等について、ワークショップ形式にて議論する。

15 常設委員会事業

(1) 総務・企画委員会

事業計画・事業報告案、予算・決算案の検討、関係各方面に対する折衝及び要望活動等を積極的に展開し要望事項の実現をめざす。

また、定款及び定款施行規程、諸規程の検討、全国大会の開催ブロックの検討、国や関係機関からの補助金等の検討をする。積極的に情報提供等を行い会員の加入促進を図る。

その他、「14 老健施設未来ビジョンワークショップ」の事業を行い、今後の老健施設の在り方等について検討する。

(2) 管理運営委員会

老健施設における在宅支援機能を推進するための施設運営のあり方について課題を把握し、その対応について検討を行う。

また、リスクマネジャーの養成を推進するための「5 認定資格制度事業 (2) リスクマネジャー資格認定事業」をはじめ、「10 安全推進事業」、「11 災害対策事業」等、老健施設の適正な管理運営の強化に資するための諸事業を展開するとともに、『在宅支援推進マニュアル』の見直しについて検討する。

(3) 研修委員会

「3 教育事業」に掲げた各種研修会等について、Webを活用した研修の実施方法及びカリキュラムに関する検討を行う。また、老健施設における看護の在り方等について検討する。

(4) 学術委員会

老健施設がその機能と役割を發揮できるよう、政策提言等に必要なエビデンスの獲得方法や、介護サービスの質の向上を目的とした各種調

査・研究の実施等について検討するとともに、各種調査から得られたデータを広く共有し活用する方策について検討する。

また、直近の全国大会で座長から推薦された演題を査読し、優秀奨励演題の審査を行うほか、「全老健版ケアマネジメント方式～R4 システム～」の普及・啓発と、科学的介護情報システム（LIFE）への対応等について検討する。

(5) 社会保障制度委員会

「4 制度対策事業」に資するため、令和9年度介護報酬改定を踏まえた以下の活動を行う。（必要に応じ他委員会等と連携）

- ①介護保険制度や老健施設に関連する最新情報の提供
- ②介護保険制度等に関連する研修会等の企画・開催(研修委員会と連携)
- ③介護報酬改定前後の老健施設の施設運営及び施設経営実態等の把握を目的とした各種調査の実施
- ④介護保険制度を含む社会保障制度に関するあり方の検討、根拠データの収集・分析

その他、社会保障制度等に関連する問題点・課題、要望等について検討する。

(6) 名誉・倫理諮問会議

表彰規程に定める、公益社団法人全国老人保健施設協会表彰及び介護老人保健施設事業功労者厚生労働大臣表彰、また、安全優良職長厚生労働大臣顕彰に関する審査を行うとともに、老健施設における倫理的な問題等の取扱いについて検討を行う。

(7) 学術倫理委員会

学術倫理審査規則に沿って、各種調査研究に関する審査を行う。

(8) 広報情報委員会

「7 広報出版事業」、「8 ICT 関連事業」を実施するため、機関誌『老健』及び『介護白書』の編集・発行、ニューズペーパーやリーフレットの企画・作成、メールマガジン<e-roken>の編集・配信、ホームページの管理・運営、SNS アカウントの管理、情報発信等を行う。

また、上記各種媒体を活用し、本協会の活動内容及び介護保険制度等についての効果的な広報のあり方について検討する。

(9) 人材対策委員会

「9 老健施設人材確保・育成対策事業」を実施するため、様々な地域性や動態を背景に持つ老健施設の適切な人材確保等のあり方について課題を把握し、その対応について検討を行う。

(10) 大会検討委員会

直近に開催が予定される全国大会の準備状況を確認し、課題を共有する。
また、老健施設関係者の相互研鑽の場である全国大会の今後の在り方について議論し、持続可能な開催方法の具体案を検討する。

(11) 事故検討会

本協会が契約者となる団体保険制度の加入施設で発生した重大事故を対象に、事故内容等を検討し、適切な対応がとれるよう助言を行う。また、必要に応じて、検討された事故事案で周知・啓発等が必要な項目を整理し、事故防止対策や老健施設の機能・リスク等について、会員施設、利用者家族、法曹界に周知を図る。

16 特別委員会事業

緊急に検討すべき事項や常設委員会では対処が難しい事項、多角的に検討すべき事項等に関しては、必要に応じ特別委員会を設置して対処する。

